

会 議 録

会 議 名	令和 8 年度第 2 回野田市行政改革推進委員会
議題及び議題ごとの 公開又は非公開の別	1 会長の選出について 2 副会長の選出について 3 令和 8 年度第 1 回行政改革推進委員会資料の修正について（公開） 4 行政サービス（窓口業務）の在り方について（公開） 5 使用料等の負担の適正化について（公開） 6 パブリック・コメント手続の実施について
日 時	令和 8 年 7 月 13 日（月） 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
場 所	市役所低層棟 4 階 委員会室
出 席 者 氏 名	○委員 五百川 和家恵、小高 正浩、逆井 優子、津田 義裕、長島 宏行、松本 純子、谷田貝 しづ子、山中 一則、山本 和也 ○事務局 今村 繁（副市長）、大久保 貞則（総務部長）、池田 亜由美（市民生活部長）、荒井 哲也（自然経済推進部長）、代田 明洋（教育次長兼生涯学習部長）、初見 龍一（総務部参与兼行政管理課長）、西野 寛史（情報政策課長）、細井 芳美（市民課長）、茂木 大介（スポーツ推進課長）、峯崎 光春（生涯学習課長）、間々田 英示（指導課長）、鈴木 佑治（人事課長補佐）、福井 友規（行政管理課長補佐）、木下 友晴（人事課給与厚生係長）、中原 明理沙（行政管理課事務管理係長）、満田 和総（行政管理課事務管理係主事）
欠 席 委 員 氏 名	山崎 理恵
傍 聴 者	5 名
議 事	第 2 回野田市行政改革推進委員会の会議結果(概要)は、次のとおりである。
司会（行政管理課長補佐）	1 開会 令和 8 年 7 月 13 日午前 9 時 30 分、開会を宣言。 会議成立、会議録作成のための録音、会議の公開及び傍聴人の入室、会議資料、委員再任後初の会議であり、慣例として市長を仮議長としているが、市長が公務の都合上欠席のため副市長を仮議長とすることについて説明。 2 議事 議事 1 会長の選出について

仮議長（副市長）	野田市行政改革推進委員会設置条例第5条第2項の規定により、会長は、「委員の互選による」と定められている。互選の方法について意見はあるか。
小高委員	指名推薦でいかがか。
仮議長（副市長）	指名推薦という意見があったが、いかがか。 《異議なし》 推薦があればお願いする。
小高委員	長年にわたり会長を務め、円滑な議事進行を行っていただいた山本委員に引き続きお願いしてはいかがか。
仮議長（副市長）	山本委員にお願いしてはいかがかとの意見があったが、異議がなければ会長に山本委員を選出することでよいか。 《異議なし》 会長は山本委員に決定する。会長が選出されたので、以降の進行は会長にお願いする。 《会長挨拶》 議事2 副会長の選出について
山本会長（議長）	野田市行政改革推進委員会設置条例第5条第2項の規定により、副会長は、「委員の互選による」と定められている。互選の方法について意見はあるか。
小高委員	会長の選出と同様に指名推薦でいかがか。
山本会長（議長）	指名推薦という意見があったが、いかがか。 《異議なし》 推薦があればお願いする。
小高委員	行政改革推進委員会の委員として長年の経験があり、前回も副会長を務めていただいた谷田貝委員にお願いしてはいかがか。

	か。
山本会長（議長）	谷田貝委員にお願いしてはいかがかとの意見があったが、異議がなければ副会長に谷田貝委員を選出することでよいか。 《異議なし》 副会長は谷田貝委員に決定する。 《副会長挨拶》 議事３ 令和８年度第１回行政改革推進委員会資料の修正について
山本会長（議長）	事務局に説明を求める。
行政管理課長	令和８年度第１回行政改革推進委員会資料の修正について説明
山本会長（議長）	令和８年度第１回行政改革推進委員会資料の修正について質問、意見はあるか。
長島委員	正規職員、会計年度任用職員、定年延長職員の活用について、職域の明確化を図り、各々の役割を適切に果たすことが重要であり、方針としてはこのとおりでよいと思うが、一方で、世の中全体としては、会計年度任用職員における不安定雇用の問題や年金受給開始年齢の引上げによる定年延長職員の雇用に取り組んでいく中で、定年延長職員がおまけのように雇用をされており、人の活用や働いている本人のモチベーション低下という面においても不十分ではないかと感じている。そのため役割の明確化の中に、役割の見直しについて加えていただきたい。世の中の流れに合わせて、働く人のモチベーションを上げ、より生産性のある活動をしていただくことが必要ではないか。
行政管理課長	職域の明確化の中に、役割の見直しも含まれているため、頂いた御意見を踏まえ修正させていただく。
五百川委員	市民との協働に対する課題と対応について、市民との協働の意義を理解していない職員が多いと記載がされている。そのような職員が多いということは衝撃であるが、次期行政改革大綱の方針には、市民との協働と捉えていない職員も多いと

	記載されているため、方針での記載が「職員も多い」であれば、課題と対応についても「職員も多い」でよいのではないか。「職員が多い」と「職員も多い」では、受け取り側の印象も違う。
副市長	職員と接する中では、前例踏襲や市民との協働を対等の立場として捉えていない職員が多い。実態としては行政が計画し、市民が参加する協働の形が多く、それが当たり前になっている職員も多く、市民団体もその形に慣れてしまっている。職員を叱咤激励する意味での表現でもあり、職員には抵抗があるかもしれないが、「職員が多い」という表現をさせていただいた。
五百川委員	どちらの記載も「職員も多い」に修正ということでよろしいか。
副市長	課題として記載しているように、まだまだ人数的にも市民との協働の意義を理解できていない「職員が多い」と思うが、職員のことを思っただいたの御発言であることから、記載方法については、委員の皆様の判断に委ねたい。
山本会長（議長）	この件については、修正なしでよろしいか。 《異議なし》
山本会長（議長）	他に質問等がなければ、令和8年度第1回行政改革推進委員会資料の修正について、一部加筆修正の上、了承することとしてよいか。 《異議なし》 一部加筆、修正の上、了承することとする。 議事4 行政サービス（窓口業務）の在り方について
山本会長（議長）	事務局に説明を求める。
行政管理課長	行政サービス（窓口業務）の在り方について説明
山本会長（議長）	行政サービス（窓口業務）の在り方について質問、意見はあるか。

松本委員	資料の内容を基に対象者毎のデメリットを分析したため、意見申し上げる。まず対象者を全市民、高齢者、御遺族、ＩＴに不慣れな方、子育て世代、外国人住民及び若年層に分類した。全市民に対しては、令和８年10月から窓口業務の多い部署で受付時間を試行的に短縮し、令和９年度から本格実施されるが、夕方からの来庁が制限される。次に高齢者、御遺族及びＩＴに不慣れな方に対しては、行かない窓口への移行に伴い、窓口が縮小された場合、対面での手続を希望する方の、窓口へのアクセスが不便になる。ＩＴに不慣れな方や対面での手続を希望する方が取り残されないようデジタル技術と対面手続の両立や操作支援も欠かせない。子育て世代に対しては、デメリットの記載はないが、保育料の引上げ等に伴う負担増などの文言が資料に含まれていない。外国人住民に対しても、デメリットの記載はなく、支援体制の方針のみが示されており、具体的な対応等も御検討いただきたい。若年層に対しては、資料の内容から不利益は確認できていない。
行政管理課長	高齢者やＩＴに不慣れな方への対応としては、資料に記載しているとおり、対面での手続を希望する方も一定数いると考えていることから、そうした方々にも配慮するため、対面での書かない窓口で対応したいと考えている。
副市長	保育料の引上げについて、話があったが、野田市では３歳以上の保育料は無償化しており、引上げを行う予定もない。窓口受付時間については、受付時間を９時から16時30分までとするが、受付時間外に来庁された方を受付時間外であることを理由として拒むことはせず、準備が整い次第受付をする。試行期間中の状況を鑑み、スムーズに本格実施へ移行したいと考えている。また、外国人住民には、ワンストップ型の総合窓口を設置し、対応してまいりたい。
谷田貝委員	関宿支所の機能強化として、来庁者が本庁担当者とオンライン相談ができる環境を整備することは非常によい取組であるとする。オンライン相談を行う場所等は考えているのか。
情報政策課長	窓口付近では個人情報等の兼ね合いがあるため、窓口から少し離れた場所だと考えている。既にインターネット回線などは準備が整っているため、対象業務、対象部署等の整理を進めている。
五百川委員	窓口受付時間の短縮について、窓口業務の多い部署で試行的に短縮するとしているが、来庁者や窓口業務が多いのではな

	く、システムの立ち上げや片付け等の業務が多いという意味でよろしいか。
行政管理課長	来庁者や窓口業務が多い部署を対象としており、システムの立ち上げや準備等で時間外勤務が生じていることから、この状況を解消するため、窓口受付時間を短縮したいと考えている。
五百川委員	窓口での来庁者が多いのに受付時間を短くして不都合はないか。
行政管理課長	窓口受付時間外に一定数の利用があることは事実であるが、資料にも記載したとおり、既に導入しているオンライン申請の拡充やコンビニ交付サービス等のDX施策を推進するとともに、事務の効率化を行うことで市民サービスの向上を図ってまいりたい。
副市長	窓口受付時間は短縮するが、職員の勤務時間は従来どおりであり、先ほども申し上げたとおり、受付時間外に来庁された方をお断りすることはない。各市の事例から窓口受付時間の短縮を行うことで、窓口業務に支障を来した例はないと聞いている。試行期間も半年間設けており、時間毎の来庁者数も調査したが、その結果を踏まえ、問題は生じないものと考えている。来庁者の多い市民課では、始業前からシステムの立ち上げや準備が必要となり、毎日時間外勤務が発生している状況があることから、この状況を解消し、受付業務に伴う事務も受付時間前に処理することで時間外勤務の縮減にもつながると考えている。
小高委員	二点質問をさせていただく。一点目がこれまでの対応における窓口業務の見直しとして、初期滞納に早期着手する現年度重視の徴収体制の強化を図るため、収税課の関宿事務所を廃止したとあるが、強化を行うのに廃止にする理由が分からないため教えていただきたい。二点目は、課題と対応について、様々な課題を抱えている中で、ノーコード宣言シティを宣言するなど様々な取組を行うことは、非常に素晴らしいことだと思う。一方で、取組の実効性を高めるためには、市民の方への周知が重要と課題に記載もされているが、次期行政改革大綱の方針では、市民への周知や対応が記載されていないため、その理由を教えていただきたい。
教育次長兼生涯学習部長	一点目の質問について、過去に徴収業務を担当していたため

	お答えさせていただく。以前は徴収の方法を地区別で行っており、地区毎の担当者が滞納整理をしていたが、滞納金額別に担当者を分けるよう大幅に変更した。以前の方法では、滞納金額が増えている方や滞納金額が少ない初期の方の滞納整理が後回しになるなどのデメリットがあり、金額が多い方は多い方なりの徴収方法、少ない方には少ない方なりの徴収方法がある。また、全国的に主な徴収方法であった臨戸徴収は労力の割には効果が薄く、個別で関宿支所に徴収担当者があるメリットも少なくなったことから、現年重視の徴収体制を確立するため、関宿事務所は廃止した。
行政管理課長	二点目についてお答えさせていただく。市民の方への周知は行っているものの、効果的な周知ができていない状況であることから、御意見のとおり周知方法なども次期行政改革大綱の方針に記載させていただく。
逆井委員	A I チャットボットによる相談環境の整備について、令和 8 年度に導入と記載されているため、既に導入に向けた検討が進められていると思うが、A I チャットボットは本当に効果があるのかという疑問がある。世の中の流行として、A I チャットボットを導入している企業も多いが、自身の経験では本当に欲しい答えに辿り着いたことが少ない。また、一人親家庭の支援分野から優先して導入することは理解できるが、一人親家庭には、様々な状況があり、複雑な事情を抱えている可能性がある中で、A I チャットボットで適切な回答ができるのか疑問もある。A I チャットボットを導入するに当たり、他の市町村の事例等を調査した上で効果があるという判断に至ったのか、導入の判断に至った経緯を伺いたい。また、導入後には利用数や効果検証を行い、施策を止めるのか、バージョンアップをするのかなど御検討いただきたい。
情報政策課長	以前の A I チャットボットでは、期待した答えが得られないことも多かった。A I では間違った回答をしてしまう特徴があるので、導入予定のものについては、間違った回答を行わないよう学習させる領域を限定する。A I チャットボットを活用することで、時間や曜日を気にせず、聞きたいことをすぐ聞ける環境の構築につながり、期待した答えが得られない場合でも、そこが入り口となり、窓口につながることもあると考えている。D X の分野は絶えずバージョンアップがあるため、常に見直しを図ってまいりたい。
山本会長（議長）	A I チャットボットに相談した結果、窓口に相談するという

副市長	結論になるのではないかと懸念がある。窓口に相談してよかったと思う経験が皆にもあると思うので、そのような部分も大事にしてほしい。 D Xの分野は日進月歩のため、取組を進めていかなければ時代の流れに追いついていかれてしまう。A Iの特徴として、間違った回答をしてしまうこともあるため、難しい問題は対面に導くなど効果検証を通じて改善をしていくことが重要である。
谷田貝委員	一人親家庭からA Iチャットボットを導入すると記載があるが、民生委員や協議会等の方への周知はされているのか。子どものことに熱心で、定期的に集まり話し合いを行っているので、そのような方々にも周知をしていただき、意見等をもらっていただけたらと思う。
情報政策課長	周知については、担当課が児童家庭課になるため把握はできていないが、使っていただく方、市民への周知は必要だと考えている。先月、開札が終わり年内には導入できる見込みであるため、御意見のとおり、周知方法など検討してまいりたい。
津田委員	窓口受付時間の見直しについて、資料の記載だけを見ると、市民サービスと残業時間を比較して、残業時間や税金を減らすことを選択しているように見えてしまう。審議の内容を踏まえると、端末の立ち上げや処理の時間で時間外勤務が生じているため、その時間も含めて職員の勤務時間に入れることで、結果的に受付時間が短縮し、市民サービスの向上につながるかと理解したが、もしそうなのであれば表現は改めた方がよい。
行政管理課長	窓口時間の短縮は、市民サービスの向上を図ることが目的であるため、御意見を踏まえて修正させていただきたい。
長島委員	資料に記載のとおり、窓口業務の改革をすることは非常に素晴らしいことと思っており、方向性に異論はないが、行政改革大綱であるため、効率化を求める記載が中心となり、全てが効率化のために行っているように読み取れてしまう。様々な取組により、市民の方の利便性が向上し、結果として事務の効率化につながるものであるため、市民の利便性の向上が目的という部分を明確に記載していただきたい。野田市ではI Tやデジタルの活用が進んでいる訳ではないが、今後進め

	ていくことは非常に評価できる。ＩＴやデジタルを活用し、周知を行う中で、市民の立場となり、そのサービスを享受できるよう、サポートしていただきたい。民間等で行っているスマホ教室などは大人気である。それはスマホが使えるようになることで、利便性が向上するからサポートを受けている訳であるが、その中にも行き渡らない部分があり、苦手な人は積極的に講座等を受けない状況である。身近にサポートをしてくれる仕組みがあれば、受ける人も多くなり、その方々の利便性が向上していくことになると思う。東京都などは、民間や市民の方からＩＴに不慣れな方のサポートをする方を養成し、サポート隊を作ったりしながら、そのような方々をできるだけ取り残さないようにしている。その観点が少し欠けていると思う。学生や民間の方々に御協力いただいて、サポートをしていけるような施策も是非考えていただきたい。
総務部長	周知も含めたサポートについて、今回の資料でスマホ市役所やＩＴに不慣れな方には総合窓口でワンストップと記載をさせていただいたが、サポートという視点が欠けていた。最近では、自治会などで電子回覧を導入したりする中で、サポートを行う必要があると考えている。オンライン市役所を目指す上でサポートの視点を追加させていただきたい。
谷田貝委員	おくやみコーナーの開設について、今までは業務が他課にまたがり、御遺族の方には負担であったが、一つの窓口になったことで負担が軽減されている。仕事上、御遺族の方におくやみコーナーを紹介することが多いが、紹介することで感謝をされる。この取組は先進市の事例等を見ても、野田市の取組が早かったので、御礼を申し上げたい。
山本会長	他に質問等がなければ、議事４ 行政サービス（窓口業務）の在り方について、一部加筆、修正の上、了承することとしてよいか。 《異議なし》 一部加筆、修正の上、了承することとする。 議事５ 使用料等の負担の適正化について
山本会長（議長）	事務局に説明を求める。

行政管理課長	使用料等の負担の適正化について説明
山本会長（議長）	使用料等の負担の適正化について質問、意見はあるか。
谷田貝委員	火葬料金の有料化について、賛成である。料金設定を松戸市の料金に準じているが、松戸市の料金は昭和59年に設定した金額であり、その料金に準じていいのかと疑問もある。松戸市が料金を引き上げた場合、野田市が最安値となる。お金が絡むと様々な意見が出る中で、料金を引き上げられなかった経緯もあると思うが、火葬料金を支払ってもらい、それなりのサービスを提供することが重要であると思う。また、市外居住者の料金は更に引き上げてよいと思っているが、市内、市外居住者の判断を現住所で行うことはいかがなものか。例えば、関宿地域であれば、茨城県境町や埼玉県幸手市の特別養護老人ホーム等の施設に入居する場合があるが、その場合、野田市からの転出扱いとなってしまう。入居するまでは本籍が野田市で税金も支払い、最後の施設が市外になったことで、火葬料の支払義務が生じてしまうことはいかなるものかと考える。そこの対応も御検討いただきたい。
市民課長	市外の施設に入居する場合、住所地特例に該当する施設であれば、市内居住者に準じることとなる。
谷田貝委員	該当しない施設はどういうものか。
市民課長	住所地特例に該当するか否かについては、入所先の施設が対象施設に該当しているか確認する必要があるため、該当の有無をしっかりと確認し、適切に対応してまいりたい。
津田委員	火葬料金について、有料化の方向性は賛成であるが、料金に年齢区分を設けている理由はなぜか。表現が適切ではないかもしれないが、大人より子供は火葬コストが安いから割引となっているのか。アミューズメント施設や鉄道の料金と同様に年齢区分を設けているのか。考え方を教えていただきたい。
副市長	経費の面で、他団体でも安くしているところがある中で、野田市でも減額した額を検討していたが、子どもがお亡くなりになることは、御家族にとって相当な負担があることから、無料を有料化にはせず、年齢も18歳まで引き上げようとするものである。

長島委員	火葬料金の市外料金は他の市町村と比較しても高いと感じる。市外居住者の過度な利用を抑制する理由は理解できるが、ここまで金額を高くする意図を確認させていただきたい。
副市長	以前にも市外料金を引き上げており、一時的に利用者が減ったが、すぐ元に戻った状況である。今回、市外料金を大きく引き上げた理由としては、時期により、市民の方の火葬までの日数が長く、真夏の猛暑の中、火葬まで1週間から10日程度お待たせをしてしまうことは負担も大きいことから、市民の方から優先的に利用していただくため、大幅に値上げを行った。
山本会長	野球場や競技場では市外利用者が多く、市民の方が利用しにくい状況であると記載があるが、市外料金を引き上げることで、予約状況に空きができてしまう懸念はないのか。市民の利用状況の課題を解消することが目的なのであればよいが、引上げに伴い施設の予約状況に空きができてしまったら身も蓋もない話かと思うが、どのようにお考えいただいているのか。
スポーツ推進課長	市外の利用率が高いのは、特に野球である。予約システムがあり、市民の方は優先的に予約ができる仕組みとなっているため、市民の方の利用率は上がると考えている。施設の利用率も変わらないと考えている。
長島委員	野球場、陸上競技場の現在の利用料金と引上げ後の利用料金を教えていただきたい。
スポーツ推進課長	総合公園野球場では1時間当たり、市民710円、市外在住者は1.5倍の1,065円、引き上げ後の市外在住者は2倍の1,420円となる。陸上競技場では個人利用で1時間当たり、市民100円、市外在住者は1.5倍の150円、引き上げ後の市外在住者は2倍の200円となる。福田野球場では午前利用で、市民1,140円、市外在住者は1.5倍の1,710円、引き上げ後の市外在住者は2倍の2,280円となる。午後利用で市民1,700円、市外在住者は1.5倍の2,550円、引き上げ後の市外在住者は2倍の3,400円となる。
津田委員	市内、市外の利用料金はどのように分類しているのか。申込者の住所か、若しくは利用する方全員の住所から個別に判断しているのか。

スポーツ推進課長	野球などは団体利用になるため、団体の過半数以上が市内居住者であれば市内料金として取り扱っている。陸上競技場は個人での利用となるため、個別に市内、市外を判断し料金を決定している。
谷田貝委員	関宿のあおぞら広場は野放しの状態となっている。道の駅か川の駅が建設されると言われているが、現在、広場を利用しキャンプ等をしている方の車を見ると全て他県ナンバーである。利用者が放置したごみの清掃などを行っているのは地元の老人会である。この状況を何とかするという意向はないか。何もない施設で無料に越したことはないが、申込みだけを鈴木貫太郎記念館で行い、他県の方が利用して、ごみなどの問題が発生していることから、清掃やごみ拾いを行っている地元の方に還元できる仕組みや、財政難だからこそ市の収入にする方法を検討いただきたい。
生涯学習課長	あおぞら広場については無料で、他県、他市の方の利用が多いことは事実である。当然、ごみの持ち帰りや清掃は使用者が責任を持って行っていただくようお願いしている。将来的に川の駅との話もあり、現在、有料化の検討はしていない状況であるが、今後の課題とさせていただきたい。
谷田貝委員	システムや仕組みを作ることは大変であると思う。例えば、ごみ料金を設定し、受付時に徴収することで、管理施設を設ける財源にして、地元の方に協力を頂くことは難しいか。
生涯学習課長	御存じのとおり、あおぞら広場には管理人がいない状況で、体験棟の鍵の貸出を鈴木貫太郎記念館で行っている。今後、記念館の再建工事が始まると人がいなくなってしまう状況の中で、管理方法など課題がある。
山中委員	以前、福田地区にも同じようにキャンプができる施設があり、ごみ問題で地元の方が苦勞され、数年前に封鎖されたという話を聞いたが、同じように封鎖することは難しいのか。
自然経済推進部長	スポーツ公園のイベント広場であると思うが、仰るとおり無料でキャンプができ、週末になると県外から多くの方にお越しいただいていたが、直火で火を熾し、その炭をそのまま置き去りにしてしまうといったことが常態化し、維持管理が行き届かなくなり、やむを得ずキャンプでの使用を禁止した経緯がある。

山中委員	スポーツ公園の施設にキャンプ利用の方がお越しいただいたということか。
自然経済推進部長	公園という位置付けで利用いただいております、キャンプでの利用を全面的に打ち出している場所ではないことを御理解いただきたい。
谷田貝委員	あおぞら広場の使用禁止は求めておらず、他県の方が関宿に足を運び、野田市のPRにつながることは大歓迎であるが、財政難であるからこそ、上手く活用してほしいと思っている。
副市長	スポーツ公園については、条例上もキャンプ場の位置付けではない。表現が不適切かもしれないが、キャンプを容認していた部分もあるが、利用のルールを守らない方が多く、キャンプとしての利用を禁止した。財政難ということで、課題があることは承知しているが、キャンプ施設として有料化すると人件費等の経費が発生することから、踏み切れていないのが正直なところである。関宿あおぞら広場は、市の計画にも位置付けており、川の駅の計画もある中で、今回は資料として出していないが、利用のルールは、使用料という形ではなく、対策を講じなければならないと考えている。
谷田貝委員	人件費等の問題であれば、地元にボランティアとして関わってくれる方もいるため、市と話合いの機会を設けられたらと思う。
長島委員	市民との協働を次期行政改革大綱の方針として、進めていく中で、例えば、その場所を有料化して地元の自治会で管理をするという提案を市民側からしても、簡単にできないとなってしまうことが多いのではないかと考えている。今の話が逆によい提案であると思っていて、地元の方との協働を取り入れていく姿勢や常に考えていくような体制を先ほどの話をきっかけに考えていただけると有り難い。
副市長	簡単にできないと言っているような話が多くは届いていないが、先ほども申し上げたとおり、前例踏襲主義の意識を改善しなければならない。議事3の定員の適正化で修正した職員の効果的・効率的な活用の部分で、市民との協働の意義を理解していない職員が多いと御説明したが、各部局において関係する市民や団体との対話を今後進めることが重要であると考えている。あおぞら広場についても、そのような話があれ

山本会長（議長）	ば生涯学習課まで御相談いただきたい。 ほかに質問等がなければ、議事5 使用料等の負担の適正化について、事務局案のとおり了承することとしてよいか。 《異議なし》 事務局案のとおり了承することとする。 議事6 パブリック・コメント手続の実施について
山本会長（議長）	事務局に説明を求める。
行政管理課長	パブリック・コメント手続の実施について説明。
山本会長	パブリック・コメント手続の実施について質問、意見はあるか。 質問等がなければ、議事6 パブリック・コメント手続の実施については事務局案のとおり、了承することとしてよいか。 《異議なし》
山本会長（議長）	事務局案のとおり、了承することとする。その他、事務局から連絡事項はあるか。
行政管理課長	長時間にわたり御審議いただき感謝申し上げます。先ほども御説明させていただいたが、本日の議事について、修正があるため、修正箇所を7月下旬に書面会議を開催させていただきたい。その上でパブリック・コメント手続を実施したいと考えている。次回は、学校配置の適正化について、御審議いただきたい。日程については、8月のお盆前に開催したいと考えているが、日時が決まり次第御連絡させていただく。 3 閉会 午前11時30分 閉会を宣言